

総社市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第3号

総社市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

総社市学校給食費の管理に関する条例（令和3年総社市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（学校給食費の額）</p> <p>第4条 学校給食費の1食当たりの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）小学校又は義務教育学校の前期課程に在籍する児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 <u>355円</u></p> <p>（2）中学校又は義務教育学校の後期課程に在籍する生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者 <u>420円</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>（学校給食費の額）</p> <p>第4条 学校給食費の1食当たりの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）小学校又は義務教育学校の前期課程に在籍する児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 <u>320円</u></p> <p>（2）中学校又は義務教育学校の後期課程に在籍する生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者 <u>380円</u></p> <p>2～4 略</p>
<p>（学校給食費の納付額）</p> <p>第6条 学校給食費の各期別の納付額は、第1期から第10期までの各期別にあつては次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、第11期にあつては、年間納付額から第1期から第10期までの期別において納付すべき額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>（1）小学校又は義務教育学校の前期課程に在籍する児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 <u>6,100円</u></p> <p>（2）中学校又は義務教育学校の後期課程に在籍する生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者 <u>7,200円</u></p> <p>2 略</p>	<p>（学校給食費の納付額）</p> <p>第6条 学校給食費の各期別の納付額は、第1期から第10期までの各期別にあつては次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、第11期にあつては、年間納付額から第1期から第10期までの期別において納付すべき額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>（1）小学校又は義務教育学校の前期課程に在籍する児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 <u>5,500円</u></p> <p>（2）中学校又は義務教育学校の後期課程に在籍する生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者 <u>6,500円</u></p> <p>2 略</p>

改正後	改正前

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。